

役員退職金規程

(総 則)

第1条 この規程は、財団法人 石炭エネルギーセンターの常勤の理事に対する退職金の支給について定める。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、理事が退任し、又は解任され、若しくは死亡した日（以下「退任の日」という。）におけるその者の退職金計算基礎額（退任の日における通勤手当を除く報酬の年額を12で除して得た額をいう。）に、その者の在任期間1ヶ月につき、100分の25の割合を乗じて得た額とする。

2 任期が3年を超えた場合において、満年齢が65歳を過ぎた者にあつては、65歳を超えた1年毎に本条第1項に規程された割合を10%減額した額とする。

(65歳～66歳 90%、66歳～67歳 80%、67歳～68歳 70%、68歳～69歳 60%、69歳～70歳 50%、以下同様に減額)

(在任期間の計算)

第3条 在任期間の月数の計算については、任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、これを1ヶ月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 理事が任期満了により退任した場合において、その者が引き続き理事となったときは、退職金は支給せず、最終の退任時に退職金を支給する。この場合における在任月数の計算は、在任期間を通算して行う。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、理事が退任し、又は解任されたときは、その者に、死亡したときは、その遺族に支給するものとする。

2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第5条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者（届出をしないが、理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、理事の親等に近い者を先順位とする。
- 3 退職金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第7条 前条に定める遺族が退職金の支給を受けるときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(退職金の支給制限)

第9条 役員が寄附行為第20条第1項第2号に該当して解任されたときは、退職金は、支給しない。

附 則

1. この規程は、平成9年7月1日から施行適用する。
2. 平成17年4月1日 一部改正
3. 退職金計算において、計算の基礎となる通勤手当を除く報酬（以下「報酬」という。）が、その者の在任中で異なる期間がある場合には、第2条及び第4条の規程にかかわらず、同一の報酬となる期間ごとに区分計算し、合算するものとする。
4. 平成23年1月1日 一部改正